○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示
（**デジタル庁**一〇）　四一九
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示（**デジタル庁・総務**三六）　四一九
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示
（**同**三七）　四一〇
○令和七年国勢調査の結果による令和七年十月一日現在の全国並びに都道府県別及び市区町村別の確定した人口及び世帯数に関する件
（**総務**三五八）　四一〇
○紛失又は焼失の届出により失効した旅券の告示（**外務**二九八）　四一四
○日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律に基づく登録実践研修機関の登録に関する件
（**文部科学**一一三）　四一九
○日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律に基づく登録日本語教員養成機関の登録に関する件
（**同**一一四）　四二〇
○医療情報化推進方針
（**厚生労働**三七〇）　四二一
○障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二第五項第二号、第六項第二号及び第七項第二号に規定する厚生労働大臣が定める研修の一部を改正する件（**同**三七一）　四二六
○障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第四条の十一の二第二号に規定する厚生労働大臣が定める研修の一部を改正する件（**同**三七二）　四二六
○種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件
（**農林水産**一五〇三）　四二六
○中小企業信用保険法第二条第五項第五号の業種を指定する件
（**経済産業**一一六）　四二七
○低騒音型建設機械の指定に関する件
（**国土交通**一一八三）　四二七
○排出ガス対策型建設機械の指定に関する件（**同**一一八四）　四二七
○道路に関する件（**東北地方整備局**九九）　四二七
○道路に関する件（**関東地方整備局**一一四～一一九）　四二八
○道路に関する件（**北陸地方整備局**三八～四一）　四二八

本号で公布された法令のあらまし

◇**内閣官房組織令の一部を改正する政令**（政令第三百一号）（内閣官房）　四二六

1　重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和七年法律第四十三号）の施行に伴い、内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）について所要の規定の整理を行う。（本則関係）

2　この政令は、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行の日（令和八年十月一日）から施行する。（附則関係）

◇**内閣府本府組織令の一部を改正する政令**（政令第三百二号）（内閣府本府）　四二七

1　国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律（令和八年法律第七十八号）の施行に伴い、政策統括官の職務に同法に関する事務を追加する。（本則関係）

2　この政令は、国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律の施行の日から施行する。（附則関係）

◇**防災庁設置法の施行期日を定める政令**（政令第三百三号）（内閣官房）　四二八

防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）の施行期日は、令和八年十一月二日とする。

◇**防災庁組織令**（政令第三百四号）（内閣官房）　四二八

1　防災庁に、統括官四人を置き、命を受けて、防災庁の事務を分掌する。（第一条関係）

2　防災庁に、審議官二人（併任の者を除く。）を置き、命を受けて、統括官のつかさどる職務のうち重要事項に係るものを助ける。（第二条関係）

3　防災庁に、公文書監理官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置き、命を受けて、防災庁の所掌事務のうち公文書類の管理並びにこれに関連する情報の公開及び個人情報の保護の適正な実施の確保に関する重要事項に係るものに参画し、関係事務に関し必要な調整を行うとともに、参事官十五人（併任の者を除く。）を置き、命を受けて、統括官のつかさどる職務を助ける。（第三条関係）

4　この政令は、防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）の施行の日（令和八年十一月二日）から施行する。（附則第一項関係）

◇**防災庁設置法及び防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令**（政令第三百五号）（内閣官房）　四二八

1　関係政令の整備

防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）及び防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和八年法律第六十二号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、関係政令について所要の規定の整備を行う。（第一条～第三十二条関係）

2　附則

(1)　この政令は、令和八年十一月二日から施行する。（附則第一条関係）

(2)　所要の経過措置を設ける。（附則第二条、第三条関係）

◇**サイバー通信情報監理委員会事務局組織令の一部を改正する政令**（政令第三百六号）（サイバー通信情報監理委員会）　四二八

1　サイバー通信情報監理委員会の事務局に危害防止監理課を置くとともに、調査課を廃止してその所掌事務を総務課に移管する。（第三条、第四条及び第六条関係）

2　この政令は、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律（令和七年法律第四十二号）の施行の日（令和八年十月一日）から施行する。（附則関係）

◇**防衛省設置法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令**（政令第三百七号）（防衛省）　四二九

防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十四号）附則第一条第七号に掲げる規定の施行期日は、令和八年十月一日とする。

〔官庁報告〕

官庁事項

東北地方整備局公示（東北地方整備局）　四二四
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　四二五

〔資　料〕

国庫歳入歳出状況（令和七年度令和八年七月分）（令和八年度令和八年七月分）（財務省）　四五一